

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 国府の
沖縄帰属問題(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43846

沖縄・台湾海底ケーブル
(45・6)

ソカヒ 万六
トヒ 轉發

大政外務
事務次長
官審審長
係人電厚計
儀文会賞給
儀賞

國資長
參調析企
參領旅移

ア 參中東
長北東西
參北北保
參一
參西東洋
長西東

近ア長
參書近ア
次總經國方

長經協長
參資統
參政技二
國一理

參參規

長國
參政經科

長情長
參道内外

長文長
一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 21626 主管
 70年6月5日16時35分 米 國 発着 米北1
 70年6月6日06時11分 本 省 着

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ。台湾間米軍専用海ケーブル設計画

第1666号 極秘 至急

貴電米北/第997号に関し。

國務省日本部は冒頭貴電/の情報に間違いないと述べた。

本海ケーブルは、米政府のDEFENSE COMMUNICATION AGENCYにより所有、運営される趣である。

オキナワ復帰にあたり米軍の施設区域として取扱うかどうかの問題につきただしたところ、先方はそのへんの態様について在オキナワ米空軍は何も考えていないし、米政府内部でも検討されたことはない。おそらく返かん後はBOFAの適用下におかれることとなると思うが、これは東京での日米間の予備的作業の場において討議決定すればよい事柄であると思う旨述べた。

当方より、理論的には日本側としては容かいてきない事柄かも知れないが、返かんが目前に迫っている段階で、本土と異なる状況がとうとつに現出される感がある旨指摘したところ、先方は本件施設は数年前からのけん案で、空軍

極秘 248

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

より機かいた的に取運ばれたものと思う。ふ設の目的については日本側に御説明しうる立場にない。契約の詳細等はナへにきかれるほかないが、既に完結している現段階で、ふ設作業の一時延期を日本側から求められても如何ともしようがないと思う旨述べた。

131

2 -

極秘

ソカヒ 万大 博阪

注意 45.6.12

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

天政外務省
事務次長 典房
臣官官審審長長
儀総人電厚計
儀審文会營給

総番号(TA) 28729
70年6月11日19時45分 米 国 発 着
70年6月12日18時53分 本 省 着 北1

総領事	代理
政務	
調査	
経済(中)	
経済(台)	
庶務	

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使
オキナワ。台湾間米軍海ていケーブル(報告)

第1752号 極秘 至急
往電第1666号に関し。
// 日国密省日本部より次のとおり通報越した。
1. 本件ケーブルは極東における米軍通信設備の更新計画の一部をなすものである。同更新計画は1963年開始されたものであるが、本件ケーブルふ設は約3年前から考えられていたもので、本年末より使用開始を予定している。
2. 本件ケーブルは60回線でおキナワ及び台湾の両たんはそれぞれ米軍施設内に設置される。

課内回覧

ア 参地中東
長米北西
参北北保
中南審歐
参西東洋
長西東

近ア長経
参書近ア
次総経国万
長経協長条
参政技二
国一理
参条協規
長国
参政経科
長情長文長
参道内外
一二

ソカヒ 万大 博阪

注意 45.6.22

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

天政外務省
事務次長 典房
臣官官審審長長
儀総人電厚計
儀審文会營給

総番号(TA) 30470
70年6月19日22時25分 米 国 発 着
70年6月20日13時51分 本 省 着 北1

総領事	代理
政務	
調査	
経済(中)	
経済(台)	
庶務	

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使
オキナワ。台湾海ていケーブル

第1873号 極秘 至急
往電米北/第1108号に関し
1. 19日キウチをしてフィン部長に冒頭貴電の次第を詳細説明せしめ。双方に若干の誤解あるべく。特にSOFIA適用については米。華地位協定上の取扱い等詳細日米間で検討せざる限り。復帰準備のため。また。外部にもれた場合の説明に対処するためにも支障があるべく。他方米。華協定について積極的に触れられない事情もあるやに承知しているところ。きたんのない所をうかがいたい旨申し入れた。
2. フィンは。逆に工事を取りやめるわけにゆかないことはわかっているのだから何も日本側として請負会社名等の詳細を承知される必要は特にないのではないか。しかし。地位協定に将来FITするかどうかは確かに重要な問題であるので。国防省とも検討の上。米。華地位協定での取扱い。その他NATO諸国との間にみられる先例詳細を在京大使館に通報することとしたい。

課内回覧

ア 参地中東
長米北西
参北北保
中南審歐
参西東洋
長西東

近ア長経
参書近ア
次総経国万
長経協長条
参政技二
国一理
参条協規
長国
参政経科
長情長文長
参道内外
一二

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

また、技術的情報でも可能なものは国防省に確認して日本側に連絡することとしたい旨述べた。

3. 当方より、NATOの例がわが国にとつて参考となるか。どこまでなじみうるか問題だが、この際は何事も検討に値いする材料であるのでぜひとも提供してもらい。平行線をたどっているやりとりがかみあうようにしてもらいたい旨述べた。

4. 日本部は依然として本件詳細をよく承知しおらず。必ずしも在京大使館は国務省と十分連絡をとつておらず。また、フィンも地位協定の本件ケーブルへの適用についてオオカワラ・スナイダー会談の電報をみて問題なかるべしと決め込んでいる（兩者完全に平行線なる旨当方より指摘）。今後とも本件協議が促進されるよう日本部長には随時申入れるべきも以上とりあえず。

(了)